

**東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について**  
**(令和3年5月7日開催)**

**1 委員**

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長  
太田 智之 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社  
調査本部 チーフエコノミスト  
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長  
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士  
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター特任教授  
(◎は会長)

**2 議事**

- ① 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(案)」について  
② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定により休業又は営業時間の短縮を要請した施設のうち、当該要請に応じない各施設に対して、同法第45条第3項の規定により、命令を行うことについて

**3 審議会の意見等**

- ① 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(案)」については、適当である。  
② 特措法第45条第3項の命令を行うことについては、適当である。

**(猪口会長)**

- ① 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(案)」について  
此度4月25日から施行されている緊急事態措置等により人流が低下し、ある程度の効果が期待できるところではあるが、新規陽性者数がはっきり減じてきているとは言えない状況であり、入院患者の増加はまだしばらく続くことが確実になっている。医療提供体制のひっ迫を回避する方法として東京都における緊急事態措置等を5月31日まで延長することは、致し方のないことと考える。
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定により休業又は営業時間の短縮を要請した施設のうち、当該要請に応じない各施設に対して、同法第45条第3項の規定により、命令を行うことについて

緊急事態措置の要請に応じている施設が多くある中で、要請に応じない施設があることによって、緊急事態措置等の効果が減じてしまう可能性があることと公平性の観点から、命令を行うことは致し方ないとする。

#### (太田委員)

##### ① 延長する緊急事態措置について

緊急事態宣言の延長に伴う措置については適切であるとする。

足元の新規陽性者数は増加ペースがやや一服しつつあるものの、ゴールデンウィークに伴う検査数の減少が影響した可能性が高く、感染拡大の基調が変わったと判断するのは時期尚早だ。

事実、連休中も先行指数である発熱相談件数は増加基調にあり、感染拡大は着実に進行しているとみられる。また、感染力の強い変異株の比率が6割程度にまで達しており、早晚、変異株が大勢を占めるようになるだろう。そうなれば、大阪や兵庫で見られたような急激な感染拡大につながり、医療体制への負荷も相当に高まることが予想される。

そうした事態を回避するためにも、都民ならびに事業者の方には、今一度、感染抑制に向けたご協力をお願いするほかないとする。また、変異株の感染力を踏まえると、引き続き「人流を徹底的に抑制する」ことが重要である。大型商業施設や酒類・カラオケを提供する飲食店については、大変厳しい環境であることは理解するが、引き続き休業を要請することが適当だろう。

感染爆発を回避するためにも、今がまさに勝負所だ。ワクチン普及に時間がかかる中では、これまでの緊急事態措置を延長し、感染抑制策を徹底することこそ、早期正常化への近道となる。

##### ② 特措法第45条第3項に基づく命令について

改正特措法45条3項に基づく命令の実行については適当であるとする。

緊急事態宣言が発出され、未だ新規陽性者数の増加にも歯止めがかかっていない状況のもと、飲食店への休業要請・時短要請は極めて重要な感染抑制策であり、多くの事業者が厳しい中でも要請に従っていただいていると認識している。

これら多くの事業者が協力要請を順守する一方で、一部とはいえ、要請に従わず、今もなお酒類の提供や夜間の営業を継続している事業者が存在することは、来客誘因を通じて感染リスクを拡大させるだけでなく、時短要請に応じている事業者との不公平を生じさせ、緊急事態措置自体の実効性を低下させかねないリスクをはらんでいる。そうしたリスクを軽減する観点から、改正特措法45条3項による命令の実施は適当であるとする。

## (大曲委員)

### ① 諮問事項に賛成します。

現時点で緊急事態宣言の効果は判定が難しい状況です。一方で、足下の新規陽性患者数は毎週増加を続けています。緊急事態宣言を継続し、経過を追うことが必須と考えます。

### ② 諮問事項に賛成します。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 2 項の規定により休業又は営業時間の短縮を要請した施設のうち、当該要請に応じない各施設に対して、同法第 45 条第 3 項の規定により、命令を行うことについては、要請を受託した事業者への公平性を担保し、かつ、実効性のある対策を行うために必要と考えます。

## (紙子委員)

### 1 議題①に関する意見

感染の急激な拡大が危惧され、行動が活発な若い世代にも重症者が増えている状況下、かつ社会経済活動を完全に停止させることはできない状況下、東京都の措置案(国の方針に加えた東京都独自の案も含む)は、感染拡大を徹底して抑え込むためにやむを得ないものであると考える。

酒類を提供しない店舗施設においても、利用者による酒類の持ち込みを認めないことという要請事項は、感染拡大リスクの高い行動を防ぐ適切な策であると考えます。

事業者向け要請等の従前の措置からの変更点については、短期間での変更公表により事業者・利用者に混乱が生じることが考えられるので、できるだけ丁寧な説明と対応の猶予期間が必要と考える。例えば、劇場等の販売済みチケットについて収容率・人数上限を超える分をどうするか等、国または都で方針が決まれば可及的速やかに公表し、即座に対応しきれない事業者については対応の猶予期間を認めるなどの柔軟な措置も必要と考えられる。

あわせて相当痛みが大きい 1,000 m<sup>2</sup>超の施設、イベント等の事業者に対する経済的支援を国に要請し、「財政の限界はあるものの、行政はそれらの事業者をできる限り支える」という強いメッセージを発信することが望ましいと考える。

### 2 議題②に関する意見

審議事項の法第 45 条 3 項による命令をおこなうことは、適切と考える。

#### (理由)

法第 45 条 2 項に基づく休業や時短営業の要請を受けた施設の間で、法律の公平な執行を期するべきである。要請に従わないで営業する施設は、要請に従う施設よりも、経済的に利することとなり、その状態が継続すると、要請に応じていた施設

も態度を転じて追随をする可能性がある。法の執行における公平性、平等原則、他の施設への影響に鑑み、審議事項の命令は適切であると考ええる。

(濱田委員)

① 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(案)」

・東京都における緊急事態措置の継続

緊急事態措置の継続には賛成する。東京都では、4月25日から緊急事態措置をとっているが、新規感染者数の顕著な減少はみられず、繁華街などへの人流もあまり減少していない。その一方で、感染力の強い変異株(英国型)が急速に増加しており、緊急事態措置を継続し、人流を抑える対応が必要であると考ええる。継続期間は、都の提案のように、当面、5月末までが妥当と考える。

・措置の内容

措置の内容については概ね賛成する。感染力の強い変異株の流行に当たっては、感染リスクの高い場面の措置を行うだけでなく、人流を抑制する強い措置を要する。4月25日から行われている緊急事態措置においては、必ずしも十分な効果が確認できなかったことから、措置内容強化の検討も必要になる。たとえば、「夜間の外出制限」や「在宅勤務」などへの強い要請が挙げられる。

今回の緊急事態措置継続にあたって、東京都は従来 of 措置の中で「イベントの開催制限」を緩和する予定である。これは、人流を抑制する点から望ましい対応ではないが、経済面からそれを認めることも仕方ないだろう。それ以外の休業要請や時短要請などの措置については、現状を維持したうえで、さらなる追加措置を検討いただきたい。こうしたプラスアルファの措置がないと、期間内の流行抑制は難しいものと考ええる。

・目標設定

都民としては、再三の緊急事態措置で疲労困憊の状態にあり、今回の継続発表に際して、分かりやすい目標を設定することが、都民の協力を得るためには必要である。この目標として、毎日の新規感染者数が挙げられる。「人口10万人あたりの新規感染者数」は国の定めるステージ分類にも用いられており、緊急事態宣言の解除にはステージ4から3に低下させることが求められる。このためには、東京都の場合、1週間の平均感染者数が400人以下になることが目標となる。他の指標を用いるにしても、分かりやすい目標設定を是非お願いしたい。

② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定により休業又は営業時間の短縮を要請した施設のうち、当該要請に応じない各施設に対して、同法第45条第3項の規定により、命令を行うことについて

・本件は特措法に規定された内容であり、それに従っての執行であれば、都の対応に賛成する。